

議案第9号

長野県の木曾広域連合への参画に伴う関係条例の整理に関する条例について

長野県の木曾広域連合への参画に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日 提出
木曾広域連合長 向井裕明

令和8年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 永井嘉男

長野県の木曾広域連合への参画に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（木曾広域連合公告式条例の一部改正）

第1条 木曾広域連合公告式条例（平成11年木曾広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日並びに条例番号を記入して、その末尾に<u>広域連合長</u>が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>広域連合</u>の事務所前の掲示場に掲示してこれを行うほか、<u>構成団体庁舎前</u>掲示場にその写しを掲出する。</p> <p>（規則に関する準用）</p> <p>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</p> <p>2 前条の規定は、議会又は<u>広域連合</u>の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「<u>広域連合長</u>」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する」と読み替えるものとする。</p> <p>（規程の公表）</p> <p>第4条 規則を除くほか、<u>広域連合長</u>の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び<u>広域連合長名</u>を記入して<u>広域連合長印</u>をおさなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>連合</u>の機関で定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同項中「<u>広域連合長名</u>」とあるのは「当該機関名」、「<u>広域連合長印</u>」とあるのは、「当該機関印」と読み替えるものとする。</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日並びに条例番号を記入して、その末尾に<u>連合長</u>が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>連合</u>の事務所前の掲示場に掲示してこれを行うほか、<u>組織町村役場前</u>掲示場にその写しを掲出する。</p> <p>（規則に関する準用）</p> <p>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</p> <p>2 前条の規定は、議会又は<u>連合</u>の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「<u>連合長</u>」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する」と読み替えるものとする。</p> <p>（規程の公表）</p> <p>第4条 規則を除くほか、<u>連合長</u>の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び<u>連合長名</u>を記入して<u>連合長印</u>をおさなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>連合</u>の機関で定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同項中「<u>連合長名</u>」とあるのは「当該機関名」、「<u>連合長印</u>」とあるのは、「当該機関印」と読み替えるものとする。</p>

<p>3 第2条第2項の規定は、前2項の規定にこれを準用する。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p>第5条 規則又は<u>広域連合</u>の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。</p>	<p>3 第2条第2項の規定は、前2項の規定にこれを準用する。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p>第5条 規則又は<u>連合</u>の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。</p>
---	---

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年木曾広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、<u>広域連合長</u>に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他<u>広域連合長</u>が必要と認める事項</p> <p>(公平委員会の報告)</p> <p>第4条 長野県町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年8月末までに、<u>広域連合長</u>に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 <u>広域連合長</u>は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、<u>連合長</u>に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他<u>連合長</u>が必要と認める事項</p> <p>(公平委員会の報告)</p> <p>第4条 長野県町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年8月末までに、<u>連合長</u>に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 <u>連合長</u>は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 (略)</p>

<p>2 前項第2号の閲覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) <u>広域連合事務局</u></p> <p>(2) <u>構成団体庁舎</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>広域連合長</u>が定める。</p>	<p>2 前項第2号の閲覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) <u>連合事務局</u></p> <p>(2) <u>組織町村役場</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>連合長</u>が定める。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号 長野県の木曾広域連合への参画に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正事由

令和8年度から長野県が当広域連合に参画することに伴い、広域連合の構成団体が変更されることから、関係条例の用語の整備を行うもの。

2 改正内容

当広域連合の構成団体を表す用語を改めるほか、所要の整備を行う。

第1条 木曾広域連合公告式条例の一部改正

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

3 施行期日

令和8年4月1日